

## 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う 意見募集の結果について（2 / 2）

令和元年12月 4日  
原子力規制委員会

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正について、意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

### 1. 概要

- 意見募集の期間 : 令和元年10月17日（木）から11月15日（金）まで
- 意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象 : 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十七条第八号等の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示等の一部を改正する告示

### 2. お寄せいただいたご意見

- 御意見数 : 3件
- 御意見に対する考え方 : 別紙のとおり

以上

## 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案への御意見に対する考え方（2 / 2）

No.	御意見(原文)	考え方
1	<p>[別紙 5: 制定文]</p> <p>第 2 条と第 3 条は統合し、「次の各号に掲げる告示中、「〇〇」を「××」に改めると規定すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定の簡略化のため、修正します。</p>
2	<p>[別紙 5: 制定文]</p> <p>核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置に係る技術的細目を定める告示及び船用炉告示を令和3年3月31日付けで廃止するにも係わらず、今回の改正でさほど重要でない箇所の変更を実施し、1年間程度規定する意味が分からないので説明していただきたい。また、船用炉告示は旧運輸省告示であるので本来は国土交通省が改正、廃止の手続きをすべきと考える。それにも係わらず原子力規制委員会が改正及び廃止できるシステムについて説明願いたい。</p>	<p>御指摘の変更については、規定の誤りを放置することは適当ではないことから、今回、告示廃止の改正を行うに当たり、その廃止までの間について誤りを是正するものとなります。</p> <p>一般的に、規則及び告示の法令番号には制定時の省庁名が記されることとなっています。御指摘の船舶炉規則及び告示は、原子力規制委員会が発足した平成 24 年に、国土交通省から原子力規制委員会へ移管されています。</p>
3	<p>[別紙 6: 線量告示]</p> <p>第 7 条第 3 項の「若しくは」は、その後の「区分」と「事象」でいったん閉じているため、いずれも「又は」に修正すべき。（「又は」と「若しくは」のつかいわけは法令審査の「基本のき」ではないかと思えます。）</p>	<p>御指摘の箇所について、分かり易さの観点から、同条第 2 項と並びをとり、修正します。</p>
4	<p>[別紙 7: 1F 告示]</p> <p>第 7 条第 2 項第 2 号の「若しくは」は「又は」に修正すべき。「若しくは」はその後の「区分」で閉じているのだから、その後の検出されたこと「又は」の又はと並列でないことは明らか。</p>	<p>御指摘の箇所は、線量限度の場合分けをしており、それを列挙していることから、原案のとおりとします。</p>
5	<p>[別紙 6: 線量告示]</p> <p>第 10 条第 1 項の「とし」と「として」が混在しているのはおかしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、分かり易さの観点から修正します。</p>

No.	御意見(原文)	考え方
6	<p>[別紙 6:線量告示]  第 10 条第 1 項の「及び貯蔵性能基準規則」と「並びに貯蔵性能基準規則」が混在しているのは条文の構造上おかしい。</p>	<p>第 10 条第 1 項の「及び貯蔵性能基準規則」の「及び」は、つなげる文中に(A 及び B)の記載がないため、「及び」を使用し、「並びに貯蔵性能基準規則」の「並びに」は、つなげる文中に(A 及び B)の記載があるため、接続詞を「並びに」としていることから、接続詞の整理に問題は無いため、原案のとおりとします。</p>
7	<p>[別紙 6:線量告示]  第 10 条第 3 項の「いずれか」は同時にパブコメ中の放射性同位元素等規制法施行規則には規定されておらず、同じ規制委員会の中で並びがとれていないのはおかしい。縦割り行政の弊害の象徴ではないですか？。</p> <p>[別紙 7:1F告示]  第 9 条第 3 項第 2 号の「いずれか」について、意見 7 に同じ。[上記と同じ]</p>	<p>御指摘を踏まえ、「いずれか」を削除し修正します。</p>
8	<p>[別紙 6:線量告示]  第 7 条第 4 項は「第 1 号」に傍線が必要。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
9	<p>[別紙 8:外運搬告示]  第 42 条は最後の行だから、「削除」ではなく「条を削る」とすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正します。</p>
10	<p>[別紙 8:外運搬告示]  7 ページの備考の記載は不要ではないか？ 表中に注記はないから。</p>	<p>意見募集の結果、表中に注記を追加したことから、原案のとおりとします。</p>
11	<p>[別紙 6:線量告示]  12 ページの改正後欄の第 1 条第 1 項第 2 号「(原子力船にあっては、当該濃度の七分の六)」を今回追加したのは、なぜですか？</p>	<p>御指摘の追加は、今回の改正において、船舶炉告示を含む複数の炉規法関係告示中の線量関連の規定の線量告示への一本化を行っていることによるものです。</p>

No.	御意見(原文)	考え方
12	<p>[別紙 6:線量告示] 18ページの改正後欄の第7条第3項の「(平成十二年政令第百九十五号)」は削除したほうがよいと思います。第7条第2項第2号では記載されていないから。</p>	<p>第7条第2項第1号において、政令番号を規定していることから、御指摘を踏まえ、削除し修正します。</p>
13	<p>[別紙 6:線量告示] 20ページの改正後欄の第10条第2項第2号の「内部被ばくによる実効線量は、内部被ばくによる実効線量・・・は、」のうち冒頭の傍線を付していない部分の「内部被ばくによる実効線量は、」は削除したほうがよいと思います。主語が重複しているから。</p> <p>[別紙 6:線量告示] 第10条第2項第2号の「実効線量は、」と「線量は、」が重なっており、条文として意味をなしていない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、10条第2項2号に「内部被ばくによる実効線量」を、その他の部分を第10条第4項に規定することにより、規定を明確にします。</p>
14	<p>[別紙 6:線量告示] 20ページの改正後欄の第10条第2項第2号の「核燃料物質使用規則第三条第八号ハ」について：21ページの改正前欄の第10条第4項では核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハが引用されているが、同規則も今回改正するのか？</p>	<p>御指摘については、条項番号の誤りであるため、修正します。</p>

No.	御意見(原文)	考え方
15	<p>[全般]</p> <p>今回改正する内容が、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第十七条第八号等の規定に基づき、眼の水晶体の線量限度の変更のための核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示等の一部を改正する告示」のみであるのにも係わらず、パブコメの意見募集の標題が、「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案」となっている。改正内容が「告示」であり「規則」では無いので、パブコメの意見募集の標題の記述に関し、「規則等」ではなく「告示」とすべきではなかったのではありませんか。</p>	<p>今回の改正は、眼の水晶体の線量限度の変更に関するものとして、原子炉等規制法並びに放射性同位元素等規制法の関係規則及び告示について、合わせて改正を行ったものです。今回の意見募集の標題は、これらの改正を合わせた共通の標題「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案に対する意見募集手続の実施について」に、放射性同位元素等規制法に係るものは「(1/2)」、原子炉等規制法に係るものには「(2/2)」を付して意見募集を行ったことによるものとなります。</p>
16	<p>[全般]</p> <p>電子政府の総合窓口の意見募集中案件詳細の根拠法令項欄の「・船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第二条等第二項」は「・船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第二条第二項等」の誤記か？</p>	<p>意見募集に係るホームページ画面に対する御意見ですが、御指摘のとおり誤記です。</p>

その他

1	<p>[別紙8:外運搬告示]</p> <p>本パブコメで「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に関し、本文の条文の改正のみが示されているが、当該告示第3条第1号の表中で呼び込んでいる別表2において「娘核種」という記載が8カ所もある。他の法令等では、時代の流れに従いそのほとんどが「子孫核種」と改正されているのが現状であるので、時代遅れの記述が残された法令にならないよう今改正に併せて当該記述も改正すべきと考える。</p>	<p>御指摘のとおりですが、今回改正となる告示以外にも「娘核種」のままとなっているものがあることから、今後、他の規制委員会規則と合わせ、改正を行います。</p>
---	---	--

※御意見の [ ] は意見対象又は注記を示す。